

策定作業に着手するに当たって、どのような考え方、内容・方向で策定を進めたらよいか、策定委員会内で共通理解しておくべき基本的な内容をまとめたもの

1 新市のまちづくりと教育基本構想

(1) 新市のまちづくり

村上市、荒川町、神林村、朝日村及び山北町の合併協議が進み、平成 20 年 4 月からの新「村上市」発足に向け準備が進んでいる。

新市の基本計画では、「ここで生きる」をテーマに、「自然と環境、すこやかな社会 産業・文化が息づく故郷^{まち}」づくりをめざしている。その意図するところは、自然と環境が大切にされる、健康・健全な社会であり、産業が起り、人々が共生し、薫り高い文化が息づくまちをつくることである。

(2) 新市の教育基本構想

新市のまちづくりの中で、教育の分野においても、「『ここで生きる』ことに喜びと誇りを持ち、輝いて生きる人々」が育つ取組みを着実に推進する必要がある。

「喜び」「誇り」「輝き」を教育の分野ではぐくんでいくには、多様な考え方があることを受け入れ、共につながり合っている意識を大切にして、互いに支え合い、子どもと大人が共に育つまちにしていくことが大切である。

この考え方を基本に据え、新市の教育の長期的な基本目標と目指す方向を明らかにするため、教育基本構想を策定する。

2 教育基本構想の内容

新市の教育基本構想は、下の(1)～(4)の内容で策定することとする。

ここで策定される基本構想を受け、合併後に、新市の教育基本計画が策定されることとなっている。したがって、基本構想の(4)では、具体的な施策には踏み込まず、教育行政の各分野が取り組むべき基本的な方向にとどめることとする。ただし、(4)は、次に策定する教育基本計画において、教育行政各分野の大きな柱となるものである。

(1) 新市における教育の基本目標の設定

どのような子どもを育てることを目指すか。(目指す子どもの共通像)

どのような生涯学習市民が住むまちを目指すか。(望ましい生涯学習市民の共通像)

どのような教育環境づくりを目指すか。(教育行政推進の方向)

(2) 基本目標の実現を図るには、教育の場である家庭、学校、地域がそれぞれ、どのように機能を発揮していく必要があるか。それぞれの期待される役割の明示

家庭では、どのように教育機能が発揮されることを期待するか

学校では、どのようなことに力を入れていく必要があるか。

地域では、どのように教育機能が発揮されることを期待するか。

三者の連携は、どのように行われることが望まれるか。

(3) 家庭、学校、地域で人々が共通した取組みを進め、意識を高めるための内容を標語にして端的に明示し、互いに支え合い、子どもと大人が共に育つまちづくりの指針とする。

基本構想は、理念を示すものであり、一定の格調が必要である。そのため、抽象度が高くなりやすい。そこで、この(3)では、指針をできるだけ具体的に示し、誰でも理解でき、共通に行動できる内容にしたい。

ただし、必要な事柄をすべて網羅しようとするれば、具体的であればあるほど、数が多くなる。しかし、共通の行動を呼びかける指針であれば、数は厳選されたものであることが望ましい。

そこで、これまで、5市町村で大切にしてきた取組みを生かし、継続することを基本原則として、「最低限、これだけは、どの地域でもみんなで取組みましょう」という内容、ミニマムエッセンスに厳選して示したい。

(4) 家庭、学校、地域の教育・学習機能を発揮させるために教育行政が取り組むべき、基本的な方向

・具体ではなく、大きな方向性を示す。

学校教育の基本方向

生涯学習・社会教育の基本方向

スポーツ振興の基本方向

文化活動・文化財保護活用の基本方向

3 記述に当たっての留意事項

- ・ 平易な言葉で、だれにも理解されるようにする。可能な限り、専門用語・流行用語は避け、日常使われている用語を使う。とはいえ、新市の教育の特徴を端的に表現できる言葉、文言も大切にす。
- ・ 互いに支え合い、子どもと大人が共に育つまちづくりの視点が全体を貫いているようにしたい。
- ・ 分量的には、ほぼ、A4判で10ページ程度と思われる。

4 教育基本構想策定の進め方

(1) 「策定の基本方向」及び「構想の骨子」について

7月24日(火) 委員会で検討、ほぼ完成

8月7日(火) 専門委員からの意見聴取、修正

(2) 「家庭・学校・地域のはたらき」について

8月7日(火) 専門委員を含めて、作業チームを4班編成し作成

<作業チーム所属メンバーの案>

敬称略・順不同

	専門委員(とりまとめ)			委員
家庭への期待	宮川	齋藤		鈴木
学校への期待	鳴澤	本間	川村	小川
地域への期待	山口	長谷川	加藤	板垣
学・家・地域の連携	佐藤	小柴		齋藤(渡辺)

8月20日(月) 4班の作業

8月28日(火) 4班の作業完成

(3) 基本構想の全体案について

9月下旬 専門委員を含む全体で、「4班の作業内容」及び「施策の基本方向」を含

めて基本構想の全体案を検討

- 9月下旬 各市町村教育委員の意見聴取（8月、9月の定例会等で市町村ごと）
- 10月 委員会で検討、調整
- 11月 中間答申（専門委員に送付）
- 1月 委員会で、本答申案検討
- 2月 答申（専門委員に送付）